

複雑な課徴金制度の全体像が把握できる！

課徴金制度

独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題



[著] 伊永 大輔

A5判・312頁 定価:4,000円+税

本書の特長

- 独占禁止法・課徴金制度全般について、法改正に沿って制度の変遷、公正取引委員会による具体的な執行の実情等が把握できる！
- 独占禁止法やガイドラインの改正に沿って、改正の背景、公正取引委員会の課徴金算定等の動向、違反事例や判例・審決の動向を時系列に整理！
- 複雑な課徴金制度の全体像がわかる1冊！

課徴金制度

独占禁止法の改正・判審決からみる
法規範と実務の課題



伊永 大輔 著

第一法規

『独占禁止法・下請法

—豊富な事例で分かる違反行為の判断基準と実務上の留意点— も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

判審決の動向を踏まえ、公取委による具体的な執行の実情がわかる!

目次 (抜粋)

第1章 課徴金の性格

- 1 はじめに
- 2 課徴金創成期(昭和52年改正)
- 3 強化期(平成3年改正)
- 4 転換期(平成17年改正)
- 5 拡大期(平成21年改正)
- 6 再検期(令和元年改正)
- 7 論点整理
- 8 現在の位相と将来への展望
- 9 小 括

第2章 算定率の加減算

- 1 課徴金算定率と加減算規定
- 2 中小企業に対する軽減算定率
- 3 その他の軽減算定率
- 4 繰返し違反に対する割増算定率
- 5 主導的役割に基づく割増算定率
- 6 EU 競争法における制裁金算定率
- 7 小 括

第3章 課徴金減免制度

- 1 課徴金減免制度の特徴と趣旨
- 2 課徴金減免をめぐる諸論点
- 3 課徴金減免制度がもたらす付随的効果
- 4 米国反トラスト法におけるリニエンスー制度

第4章 当該商品・役務の売上額

- 1 はじめに
- 2 実行期間
- 3 当該商品・役務
- 4 売上額
- 5 残された課題

第5章 私的独占・不公正な取引方法

- 1 私的独占に対する課徴金
- 2 支配型私的独占
- 3 排除型私的独占
- 4 不公正な取引方法4 類型に対する課徴金
- 5 優越的地位濫用に対する課徴金

第6章 新制度の課題と将来像

- 1 令和元年改正による新しい課徴金制度
- 2 残された課題としての国際市場分割カルテル
- 3 国際カルテルにおける法運用上の課題
- 4 課徴金制度の将来像

第2章 算定率の加減算

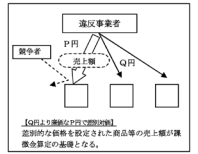
1 課徴金算定率と加減算規定

強行法における課徴金算定率は、次のような変遷を経て増加してきた。昭和52年改正前は、特に抑制的な制度となるよう設計せざるを得なかったなどの背景事情を反映し、基本となる算定率は実質1.5%であった(算定率自体は、製造業は4%、小売業は2%、卸売業は1%、その他3%)。これは、違反対象事業の経営利益のうちカルテルを理由とする不当な利益部分に半分くらいであろうとの考えから、算定率を乗じた額に2分の1が課徴金額とされていたことが影響している。

平成3年改正において、直近の高営業利益率を基に算定率を設定し直すとともに、2分の1を乗じる算定方法をやめた。その結果、基本算定率は6%と4倍に増えた(小売業は2%、卸売業は1%と実質2倍にとどまる)。ただし、大企業の上高営業利益率に着目して基本算定率が設計・設定された結果、中小企業に対する算定率はこれに別に設定されることとなった。

平成17年改正では、①過去の事例の9割で不当利益率が%を超過していたとみられること(不当利益の平均値は16.5%)、②課徴金算定の不当利益の4割増しの金額徴収制度が存在することなどを踏まえ、違反行為防止という行政目的を達成するための制約的要素となった(小売業は)その後の平成21年改正後

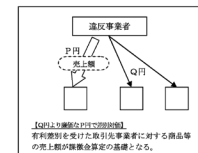
【図表5-7】競争者排除型の差別型における課徴金算定の基礎



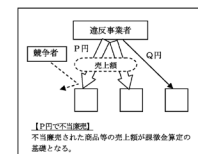
も、その競争者から販売シェアを奪うことができるようになる。この点に着目すれば、取引先排除の場合は、取引先事業者に対して不当に有利な対価をもって供給された商品・役務の違反行為期間中の売上額が課徴金算定の基礎となる(図表5-8参照)。

いづれの類型においても、低い対価で供給された商品・役務の売上額が課徴金の算定対象となれば、販売の程度が大きくなるほど競争への影響が強まるにもかかわらず、結果として課徴金額が低くなってしまい、違反行為の禁止効果が期待できなくなるのではないかと考えられる。しかし、商品・役務の供給量を下げると、不当に有利な競争条件を創出して供給量は増加することが想定できるため、違反行為期間中の売上額はむしろ増加することが予想される。そのため、販売の程度に比例して課徴金額が低くなって同

【図表5-8】取引先排除型の有利差別型における課徴金算定の基礎



【図表5-9】不当販売における課徴金算定の基礎



販売された商品・役務の売上額が課徴金の算定対象となれば、販売の程度が大きくなるほど課徴金額が低くなってしまい、違反行為の禁止効果が期待できなくなるのではないかと考えられる。しかし、不当販売は、一般的に、供給量を著しく増加させることにより商品・役務の単価を下げる行為で

お試し読み・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規ストア

検索 CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)		
書名	価格	部数
課徴金制度 -独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題-	[066076] 定価4,400円(本体4,000円)	部
独占禁止法・下請法 -豊富な事例で分かる違反行為の判断基準と実務上の留意点-	[065235] 定価5,280円(本体4,800円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
 *現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いづれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料:代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

事務所名 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報の取扱いについて
 お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報に関する照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い
 この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。
 ■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 FAX.0120-302-640

書店印